

# 高次脳機能障がい 支援ハンドブック

～高次脳機能障がいとともに歩む～



大分県

大分県高次脳機能障害支援拠点機関

## はじめに

高次脳機能障がいとは、病気(脳血管障がい、脳炎・脳症など)や事故によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが生じた状態で、記憶力の低下、注意力の低下、感情や行動の抑えが効かなくなる等の症状が出現します。これらの症状は、外見からは分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいという特徴があります。

今回、高次脳機能障がいに対する正しい知識や理解を深め、支援の輪を広げ、高次脳機能障がいを抱える方々が地域で安心して暮らしていけるような支援の一助となるよう、高次脳機能障がいの特徴や対応方法のポイント、利用可能な社会資源をまとめた支援ハンドブックを作成しました。

皆様にこの支援ハンドブックを活用して頂き、高次脳機能障がいの方及び家族の方への支援の充実につなげていきたいと考えています。

平成 29 年 3 月

大分県福祉保健部障害福祉課  
大分県高次脳機能障害支援拠点機関  
別府リハビリテーションセンター  
諏訪の杜病院



## こんな症状はありませんか？

当てはまるものに✓をつけ、次に進みましょう。

- 同じミスを繰り返すようになった
- 一つのことにも長く集中できなくなった
- 一度に複数の指示をされると混乱するようになった

➡ P. 5へ



- 新しいことが覚えられなくなった
- 同じことを繰り返し話したり、質問するようになった
- 少し前の話や出来事を忘れるようになった
- 立てたスケジュールや仕事の流れを忘れるようになった

➡ P. 7へ



- 段取りが悪くなったと感じる
- 優先順位がつけられず混乱するようになった
- 急な変更や突発的な事態に対応できなくなった
- スケジュール通りに行動できなくなった

➡ P. 9へ



- 作業するとすぐ疲れるようになった
- やる気がなく、気づくとポーツとしている
- 些細なことでイライラするようになった
- 気分や調子の波が目立つようになった
- 融通が利かなくなった
- 周りの人とうまく関われず、トラブルになることがある
- 自分は問題ないと思っている

➡ P. 11へ



## 注意障がい

注意障がいとは、ある一つのこと  
に意識を向けたり、様々な刺激から  
必要な刺激を選別したり、集中し続  
けたりすることが難しくなる障がいで  
す。そのため、物事に集中できない、  
注意を向けられず注意散漫となる、  
話についていけない、ボーッとして  
いる等の症状が現れます。



### 《対応方法》

- ◆生活リズムを整えましょう
  
- ◆集中しやすいように環境を整えましょう  
( テレビを消す、戸を閉める等 )
  
- ◆日々、睡眠を十分にとりましょう
  
- ◆作業中はこまめに休憩しましょう

## 《支援方法》

- ◆見通しを持ちやすいように工程を明確にしましょう
- ◆情報量が多い時は、重要な箇所にマーカ一等で目印を付けましょう
- ◆十分に時間をとり、焦らせないようにしましょう
- ◆何かを伝える前に、必ず本人が自分の方を見ているかどうか確認しましょう
- ◆本人への指示は単純明快に短く伝えましょう

一度にたくさんの事に取り組むのではなく、  
一つずつ、焦らずに取り組むようにしましょう！



## 記憶障がい

記憶障がいは、高次脳機能障がいの中で最も出現しやすい障がいです。脳損傷が原因の場合、損傷前の記憶は比較的保たれていますが、損傷の直前直後のことが思い出せず、新しいことを覚えにくいという特徴があります。人の名前や物の場所、会話の内容、今後の予定等を覚えられず、日常生活に支障を来たすことが多々あります。



### 《対応方法》

- ◆ 日常的に使用するものは、いつも同じ場所に置きましょう
- ◆ 声に出したり、字に書いたり、絵に描いたりして覚えるようにしましょう
- ◆ 情報をまとめて、思い出しやすくしましょう

- ◆カレンダーやメモ帳、携帯電話のアラーム機能等を活用し  
こまめに確認しましょう  
(メモ帳やスケジュール帳、電子手帳など一度に多用して  
はいけません)
- ◆単純に暗記した内容よりも経験した記憶の方が保たれや  
すいことを意識しましょう

#### 《支援方法》

- ◆本人への情報及び指示は単純明快に短く伝えましょう

日課通りに行動するようにし、人に言われたこと、  
聞いたことなどは声に出して復唱しましょう！



## 遂行機能障がい

遂行機能障がいとは、物事を計画し、それを実行する過程の障がいで、論理的に考えたり、問題を解決したり、推察したりすることが難しくなります。そのため、要点が絞れない、優先順位がつけられない、よりよい解決策を考えることができない、臨機応変に対応できない等の症状が出現します。



### 《対応方法》

- ◆手順を言葉で言ったり、書き出したりしましょう
- ◆日常生活の中で起こりそうな場面をシミュレーションしましょう
- ◆一度にたくさん取り組むのではなく、ステップバイステップで取り組みましょう
- ◆時間に余裕をもって計画を立てましょう

◆頻繁に立ち止まり、その都度確認するようにしましょう

《支援方法》

◆曖昧な指示は避け、具体的かつ要領を得た言葉を用いましょう

(いつ、どこで、誰が、何を、どのように、  
その結果どうなるか等)

◆決断しやすいように具体的な方法をいくつか提示しましょう

見通しがはっきりしない、抽象的な言葉を使わず、  
具体的なアドバイスや声かけをしましょう！



## 社会的行動障がい

社会的行動障がいとは、行動や感情を状況に合わせてコントロールすることが難しくなる障がいです。具体的な症状として、意欲・発動性の低下、感情コントロールの低下、欲求コントロールの低下、固執性、コミュニケーション能力の低下等が見られます。



### 《対応方法》

- ◆イライラするなど感情がコントロールできない時には、その場から離れたり、水を飲むなどし、気持ちを切り替えましょう
- ◆行動に移す前に一旦立ち止まり、深呼吸をしましょう

## 《支援方法》

- ◆生活の中で本人の出来る役割を提供しましょう
- ◆問題行動には必ず原因がある(本人なりの理由がある)ため、真っ向から否定をせず、落ち着いているのを確認してから話をしましょう
- ◆本人の意見や考えを聞き、話し合った上で実現可能なルールを決めましょう
- ◆何かを伝える際はポイントを押さえ、わかりやすく具体的に伝えましょう
- ◆自身の行動を振り返り、喜びや達成感など本人の体験を共有しましょう

「だめ」と否定するのではなく、「こうしよう」と提案をしましょう。また、良い所をたくさん褒めましょう。



## 充実した社会生活を送るために

### ◎医療サービス

評価・診断・リハビリテーション等を希望する場合は、かかりつけ医または各市町村窓口もしくは高次脳機能障害支援拠点機関までご相談下さい。

### ◎社会保障

#### ◆各種手帳

##### ①身体障害者手帳(身体障がいのある方および児童)

失語症は身体障害者手帳の交付対象となります。

##### ②精神障害者保健福祉手帳(精神障がいのある方および児童)

高次脳機能障がいは精神障害者保健福祉手帳の交付対象となっており、さまざまな制度や福祉サービスを利用する際に必要となります。

< 相談窓口 : 各市町村障害福祉担当課 (要申請) >

#### ◆障害年金

- ①障害基礎年金 国民年金加入者が65歳までに初診のある傷病のために障がいを残し、日常生活が制限される場合に支給されます。

②障害厚生年金 厚生年金保険に加入している間に傷病によって障がいを残し、労働が制限される場合に支給されます。

< 相談窓口 : 各市町村国民年金担当課、年金事務所 (要申請) >

◆自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(高次脳機能障がいやてんかん等を含む)により通院加療が必要な場合、通院医療費の負担を軽減します。

< 相談窓口 : 各市町村障害福祉担当課 (要申請) >



◎復職・就労支援

◆ハローワーク

職業紹介事業を行う機関で、職業紹介や就職支援のサービスを行っています。

◆大分障害者職業センター

障がいのある方の職業能力の評価と適職の判定を行い、社会復帰を促進するための機関です。

<<https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/oita/>参照>

#### ◆ 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<相談窓口：障がい者福祉のしおり(<http://www.pref.oita.jp/site/shiori/>)参照>

#### ◎福祉サービス

##### ◆ 自立訓練(生活訓練)

食事や家事等の日常生活能力が向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

##### ◆ 就労継続支援 A 型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行に向けた支援を行います。

##### ◆ 就労継続支援 B 型

就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労等への移行に向けた支援を行います。

### ◆ 就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。

<相談窓口：各市町村障害福祉担当課（要申請）>



### ◎その他

#### ◆ 家族会

高次脳機能障害友の会「おおいた」 会長 西田 さよ子

TEL:090-3071-5123

FAX:0977-72-9271

E-mail: sayoko.nishida@gmail.plala.or.jp

高次脳機能障がいとは、何年もかけてゆるやかに変化していきます。障がいの特徴を、周囲が理解しサポートすることが大切です。

一人で抱え込まず、いろんな人に相談しましょう。

「できない」ことより「できる」ことを見つけましょう！

